

---

**昭和五十九年人事院規則二一九****人事院規則二一九（人事院の法律顧問）**

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院の法律顧問に関し次の人事院規則を制定する。

- 1 人事院に、法第十三条第一項の法律顧問一を置く。
  - 2 法律顧問は、人事院の所掌する事務のうち、法律問題に関する重要事項について、人事院の諮問に答える。
  - 3 法律顧問は、人事院の権限に属する人事行政の基本に関する事項について、人事院に意見を述べることができる。
  - 4 法律顧問は、人事行政に関し識見を有し、かつ、法律に関し学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。
  - 5 法律顧問の任期は、二年とする。
  - 6 法律顧問は、非常勤とする。
-